

国立大学法人京都工芸繊維大学次期学長候補者の選考について

令和5年7月13日
国立大学法人京都工芸繊維大学
学長選考・監察会議

国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考・監察会議規則（平成16年5月28日制定）第3条の規定に基づき、学長候補者の選考を行うため、国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考規則（平成18年3月20日制定。以下「学長選考規則」という。）第4条のとおり公示する。

記

1. 学長候補者の選考を行う理由

学長の任期が満了するため（現学長の任期：令和6年3月31日まで）

2. 次期学長の任期 令和6年4月1日～令和9年3月31日

※再任について

令和9年4月1日～令和12年3月31日の任期について、学長選考規則第4条から第8条までに定める手続き（今回と同様の手続きによる選考）に基づき再任されることがある。

令和12年4月1日～令和15年3月31日の任期について、学長選考規則第9条に定める手続き（再任の審査による選考）に基づき再任されることがある。

（国立大学法人京都工芸繊維大学の学長の任期に関する規則 参照）

3. 学長に求める資質及び能力

国立大学法人京都工芸繊維大学の学長には、高潔な人格、優れた学識のほか、大学における教育研究活動を、本学の理念に則って適切かつ効果的に運営するための次に掲げる資質及び能力が求められる。

- (1) 大学の理念に掲げる理念、社会的使命、アクションを踏まえ、その実現のための明確なビジョンを持つこと。
- (2) ビジョンの実現に向けて、強いリーダーシップを発揮できること。
- (3) 本学の研究・教育環境の充実・発展に資するための安定的な財政基盤の確保と適切な資源配分を実現できるマネジメント力を有すること。
- (4) 学内外における信頼関係を構築するためのコミュニケーション力を有すること。
- (5) 国内外とのネットワークを活用し、本学の存在感を高めるための情報を発信することができること。

(6) グローバル化を積極的に推進するための国際的な視野と実行力を有すること。

(国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考基準 参照)

4. 学長候補適任者の推薦

学長候補者の選考にあたり、学長候補適任者（学長選考・監察会議が学長候補者の選考の対象にする者をいう。以下同じ。）の推薦を受け付ける。

(1) 推薦

学長選考規則第5条の規定に基づく推薦は、次のいずれかによるものとする。

- ① 学長選考・監察会議委員による推薦。ただし、学長選考・監察会議委員が推薦できる学長候補適任者は、各委員につき1名に限る。
- ② 令和5年7月13日現在において本学に在職する常勤の教員（特任教員を除く。）が、15名以上で共同して行う推薦。なお、推薦者は同時に複数の学長候補適任者を推薦することはできない。

(2) 推薦受付期間

令和5年8月21日（月）～令和5年9月1日（金）

9：00～12：00及び13：00～17：00（平日に限る。）

(3) 推薦受付時の提出書類

- ・推薦書 ①委員による推薦：[別紙様式1-1、1-2、1-3](#)
 ②本学の教員による推薦：[別紙様式2-1、2-2、2-3](#)
- ・履歴書 [別紙様式3](#)
- ・承諾書 [別紙様式4](#)
- ・所信表明書 [別紙様式5](#)（「3. 学長に求める資質及び能力」に掲げる(1)から(6)までの各項目に関する所信については必ず記載すること。）

上記の別紙様式については、ホームページからダウンロードすること。

(4) 推薦受付場所

事務局総務企画課（推薦受付は持参のみとする。）

3号館2階（内線7013）

5. 学長候補適任者の公表

推薦された学長候補適任者の公表は、以下のとおり行う。

日 時	令和5年9月8日（金）
方 法	ホームページに掲載
内 容	学長候補適任者の氏名及び所属

6. 学長候補適任者の意見の聴取等

学長選考規則第6条の規定に基づく学長選考・監察会議が行う意見の聴取等は、以下のとおり行う。

方 法 推薦受付時に所信表明書（別紙様式5により作成したもの）を提出させること及び公聴会の実施により行う。（公聴会の詳細については、「8.

公聴会」に記載)

備考 提出された所信表明書は、推薦受付時に提出された推薦書（別紙様式1-1又は2-1により作成したもの）及び履歴書（別紙様式3により作成したもの）と併せて、令和5年9月8日（金）に、学内専用ホームページにて公表する。

7. 意向調査（有資格者からの質問書・意見書の受付）

学長選考・監察会議が行う学長候補者選考の参考とするため、以下のとおり、意向調査の有資格者からの質問書・意見書を受け付ける。

受付期間 令和5年9月11日（月）9時～令和5年9月22日（金）17時

方法 オンラインで実施

有資格者 令和5年9月1日（以下「基準日」という。）において本学に在職している常勤の役員及び職員（国立大学法人京都工芸繊維大学職員就業規則（平成16年4月1日制定）の適用を受ける者（学長選考・監察会議委員を除く。）をいう。以下同じ。）（以下「基準日有資格者」という。）であつて、かつ、基準日から意向調査実施日まで引き続き本学に在職している者とする。ただし、基準日又は意向調査実施日において、刑事事件に関し起訴され休職にされている者及び出勤の停止を命じられている者については、この限りでない。

なお、基準日有資格者名簿は、令和5年9月8日（金）に、学内専用ホームページにて公表する。

備考 受け付けた質問書・意見書は、学長候補適任者に対し送付し、回答を求める。

質問書・意見書及び学長候補適任者からの回答については、学内専用ホームページにて公表する。

手続きの詳細については、令和5年9月8日（金）に、別途通知する。

8. 公聴会

学長選考・監察会議が行う学長候補者選考の参考とするため、以下のとおり、学長選考・監察会議主催の公聴会を実施する。

日時 令和5年11月1日（水）

方法 対面で実施

出席者 学長候補適任者及び学長選考・監察会議委員（監事及び事務局陪席）

備考 学長候補適任者1名ごとに所信表明を行い、その後、学長候補適任者全員に対する学長選考・監察会議委員による質疑応答を行う。

公聴会の実施状況は、速やかに、学内専用ホームページにて公表する。

9. 意向調査（有資格者からの学長選考基準に対する段階評価）

学長選考・監察会議が行う学長候補者選考の参考とするため、以下のとおり、意向調査の

基準日有資格者からの学長選考基準の各項目に対する段階評価を実施する。ただし、推薦受付期間中に推薦された学長候補適任者が1名の場合は、段階評価を実施しない。

受付期間 令和5年11月13日（月）～令和5年11月17日（金）
9：00～12：00及び13：00～17：00

場 所 事務局総務企画課
3号館2階（内線7013）

有資格者 「7. 意向調査（有資格者からの質問書・意見書の受付）」と同じ
備 考 段階評価の集計結果は、学長選考終了後、学内専用ホームページにて公表する。
手続きの詳細については、令和5年11月上旬に、別途通知する。

10. 学長選考・監察会議による選考

学長選考・監察会議は、以下のとおり学長候補者を選考する。

日 時 令和5年12月6日（水）

方 法 学長候補適任者に対し、面接を実施する。（推薦受付順）
面接実施後、意見の聴取等の結果、意向調査の結果その他一切を斟酌し、
学長候補者を選考する。

11. 選考結果等の公表

選考の結果の公表は、以下のとおり行う。

日 時 令和5年12月7日（木）

方 法 ホームページに掲載

内 容 学長候補者となった者の氏名、選考過程及び選考理由

12. 参考

[国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考規則](#)

[国立大学法人京都工芸繊維大学における学長選考の実施に関する要項](#)

[国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考基準](#)

[国立大学法人京都工芸繊維大学の学長の任期に関する規則](#)

以上